

## 令和 2 年度 4 月以降の町外保育園の申し込みについて

来年の 4 月から、町外の保育園にお子さんの入園を希望される方の申し込みを受付けます。

町外の保育園を希望される方や転出予定の方は、希望する保育園がある市町村に必要な書類や締切日を確認のうえ、締切日の 1 週間前までに福祉保健課子育て推進係（子ども家庭支援センターきこりん）に申し込んでください。

なお、希望される保育園がある市町村に両親のうちどちらかが在勤しているか、希望する保育園がある市町村へ転出予定があることなどが要件になります。

申請書は、子ども家庭支援センターきこりに置いてあります。

### 【入園資格】

入園できる乳幼児は、同居の親族などが乳幼児の保育にあたれず、保護者（父・母）が下記の要件のいずれかに該当する家庭です。

- (1) 1 か月当たりの就労時間が 4 8 時間以上の労働に従事していること。
- (2) 妊娠していること。
- (3) 出産後間もないこと。
- (4) 疾病に罹患し、または負傷していること。
- (5) 精神または身体に障害を有していること。
- (6) 同居などの親族を常時介護または看護していること。
- (7) 災害の復旧作業に従事していること。
- (8) 求職活動を行っていること。
- (9) 就学していること。
- (10) 児童虐待や配偶者暴力のおそれがある場合。
- (11) 育児休業を取得する前に既に保育を必要とする子供を監護し、育児休業中に該当監護する子供に家庭に必要な保育を行うことが困難な状態にある場合。
- (12) 保育が必要と町長が認めた場合。

なお、町内保育園の申し込みについては、来月号でお知らせします。

## 講演会【子どもと話すとき】

子供と接しているうえで、うまくいかない時もあると思います。子供との話し方の講演です。どなたでもご参加いただけます。お気軽にご参加ください。

〔日 時〕 12 月 12 日（木）午前 10 時 30 分～正午

〔講 師〕 岸 美津枝 さん（日本カウンセリング学会認定カウンセラー）

〔会 場〕 子ども家庭支援センター 2 階 遊戯室

〔申込締切〕 11 月 29 日（金）まで

カ  
ッ  
ト

## 11 月は児童虐待防止推進月間です！！

### 「189（いちはやく）ちいさな命に 待ったなし」

もしや・・・という疑いをひとりでかかえるのはたいへん。心の重さを専門機関と分かち合いましょう。子供の虐待に気づいたり、虐待ではとったりしたときは、下記までご連絡ください。これは、子供の命を守る私たち大人一人ひとりの義務です。

○虐待であるという確証や証拠は必要ありません。

○心配なこと、気付いたこと、知り得た事実などをできるだけ詳しく知らせることで、適切な対応につながります！

奥多摩町子ども家庭支援センター ☎ 85-1788

○匿名でかまいません。

〔連絡先〕 立川児童相談所 ☎ 042(523)1321

○秘密は守られます。

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル ☎ 189

※このページの内容の問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611